

大田市告示第145号

大田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年大田市告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和6年9月18日

大田市長 楫野弘和

第6条第1項に次の1号を加える。

(3) 居宅要介護被保険者であって、要介護認定を受ける日以前に前2号のいずれかに該当し、次に掲げる事業のサービスを受けていたもののうち、要介護認定を受けた日以後も継続的にこれらの事業のサービスを受ける者（市が必要と認める者に限る。）

ア 第1号訪問事業のうち、法第140条の63の6第1号の基準に従い行うもの及び3月以上6月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供されるもの（要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止のための効果が高いものに限る。イにおいて同じ。）を除いたもの

イ 第1号通所事業のうち、法第140条の63の6第1号の基準に従い行うもの及び3月以上6月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供されるものを除いたもの

ウ 法第115条の45第1項第1号ハに規定する第1号生活支援事業

別添1の1注1中イからハマまでを削り、同注2中「第2項」を「第1項」に改め、同注5中「1回につき」を「1月につき」に改め、同注6中「所在する」を「所在し、かつ、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により、市長に対し、厚生労働省老健局長（以

下「老健局長」という。)が定める様式による届出を行った」に改め、同注7中「5人以下である」を「5人以下であって、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った」に改め、別添1の1へ中「ものとして」の次に「、電子情報処理組織を使用する方法により、」を、「市長に」の次に「対し、老健局長が定める様式による」を加え、同トを次のように改める。

ト 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問型サービス事業所が、利用者に対し、訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算 (I) イからへまでにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算 (II) イからへまでにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算 (III) イからへまでにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算 (IV) イからへまでにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数

注2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問型サービス事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算 (V) (1) イからへまでにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算 (V) (2) イからへまでにより算定し

- た単位数の 1000 分の 208 に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算 (V) (3) イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 200 に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算 (V) (4) イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 187 に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算 (V) (5) イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 184 に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算 (V) (6) イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 163 に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算 (V) (7) イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 163 に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算 (V) (8) イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 158 に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算 (V) (9) イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 142 に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算 (V) (10) イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 139 に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算 (V) (11) イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 121 に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算 (V) (12) イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 118 に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算 (V) (13) イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 100 に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算 (V) (14) イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 76 に相当する単位数

別添 1 の 1 中チ及びリを削る。

別添 1 の 2 ハ注 4 中「1 回につき」を「1 月につき」に改め、同注 5 中「所在する」を「所在し、かつ、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った」に改め、同注 6 中「5 人以下である」を「5 人以下であって、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った」に改め、別添 1 の 2 へ中「適合しているものとして」の次に「、電子情報処理組織を使用する方法により、」を、「市長に」の次に「対し、老健局

長が定める様式による」を加える。

別添1の3口注1中「置いているものとして」の次に「、電子情報処理組織を使用する方法により、」を加え、「市長に届け出た」を「市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った」に改め、同ハ中「ものとして」の次に「、電子情報処理組織を使用する方法により、」を加え、「市長に届け出て、」を「市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、」に改め、同ニ中「定めているものとして」の次に「、電子情報処理組織を使用する方法により、」を加え、「市長に届け出た」を「市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った」に改め、同ホ中「適合しているものとして」の次に「、電子情報処理組織を使用する方法により、」を加え、「市長に届け出た」を「市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った」に改め、同ト中「適合しているものとして」の次に「、電子情報処理組織を使用する方法により、」を加え、「市長に届け出て」を「市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ」に改め、同チ中「適合しているものとして」の次に「、電子情報処理組織を使用する方法により、」を、「市長に」の次に「対し、老健局長が定める様式による」を加え、同リ中「適合しているものとして」の次に「、電子情報処理組織を使用する方法により、」を加え、「市長に届け出た」を「市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った」に改め、同ヌ中「適合しているものとして」の次に「、電子情報処理組織を使用する方法により、」を加え、「市長に届け出た」を「市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った」に改め、「ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、イは算定せず、ロは1月につき100単位を所定単位数に加算する。」を削り、同ヲ中「適合しているものとして」の次に「、電子情報処理組織を使用する方法により、」を加え、「市長に届け出た」を「市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った」に改め、同ワを次のように改める。

ワ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所が、利用者に対し、通所型サービスを行った場合は、

当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） イからヲまでにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イからヲまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） イからヲまでにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） イからヲまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

注2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(1) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(2) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(3) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(4) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(5) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
- (6) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(6) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (7) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(7) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数

- (8) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(8) イからヲまでにより算定した
単位数の1000分の69に相当する単位数
- (9) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(9) イからヲまでにより算定した
単位数の1000分の54に相当する単位数
- (10) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(10) イからヲまでにより算定し
た単位数の1000分の45に相当する単位数
- (11) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(11) イからヲまでにより算定し
た単位数の1000分の53に相当する単位数
- (12) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(12) イからヲまでにより算定し
た単位数の1000分の43に相当する単位数
- (13) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(13) イからヲまでにより算定し
た単位数の1000分の44に相当する単位数
- (14) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(14) イからヲまでにより算定し
た単位数の1000分の33に相当する単位数

別添1の3中カ及びヨを削る。

附 則

この告示は、令和6年9月18日から施行し、令和6年6月1日から適用する。